

未来会議取りまとめを踏まえた 今後の中小企業政策について

I . 取りまとめの関連事項と対応施策	・・・P. 2
II . 予算関連	・・・P. 4
III . 税制関連	・・・P. 15
IV . 金融関連	・・・P. 19
V . 法改正等検討事項	・・・P. 21

法律: ■、予算: ◆、金融: ★、税制: ●

(1) きめ細かな支援

○中小企業基本法における小規模企業の位置づけの精緻化・強化 → 【法律】■中小企業基本法改正の検討

(2) 経営支援体制

○「知識サポート」の抜本的強化

○経営支援機関の評価・能力の“見える化”・発信

○ITクラウドを活用した経営支援

○金融機関による小規模企業の経営支援

○中小企業経営力強化支援法案の着実かつ迅速な実施

【新規予算】

◆知識サポート・経営改革プラットフォーム事業

【法律】

■「知識サポート」の法制化の検討

【既存予算】

◆高度実践型支援人材育成事業

【金融】

★経営支援と一体となった融資制度の創設

★経営力強化保証(10月創設予定)

【法律】

■中小企業経営力強化支援法(平成24年6月公布)
:平成24年8月末施行予定

(3) 人材

○若手の雇用ミスマッチ解消のため、インターンシップ事業を更に充実

○地域一体となった一気通貫の支援体制を全国的に大規模に展開
(文科省と連携)

○優れた企業の知名度の向上(いわゆる“ミシュラン”)

【既存予算】

◆新卒者就職応援プロジェクト

【既存予算】

◆地域中小企業の人材確保・定着支援事業

【新規予算】

◆知識サポート・経営改革プラットフォーム事業(再掲)

【法律】

■「知識サポート」の法制化の検討(再掲)

(4) 販路開拓・取引関係

- 海外展開の更なる支援 → **【新規予算】**
◆地域海外展開中小企業発掘・事業化支援事業
- 下請企業等の振興への対応 → **【法律】**
■下請中小企業振興法の見直し
- 【既存予算】**
◆新事業活動促進支援事業

(5) 技術

- 技術力の更なる強化
:技術開発における小規模企業向け支援(少額化、短期化等)の創設 → **【既存予算】**
◆戦略的基盤技術高度化支援事業(概算払い活用・小規模企業枠導入)
- 技術・技能の継承
:マイスター制度の創設 → **【新規予算】**
◆ものづくりマイスター活用技術・技能承継促進事業(文科省・厚労省と連携)
- 事業承継の円滑化
:事業承継税制の見直し → **【税制】**
●事業承継税制(非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度等)の抜本見直し

(6) 資金調達

- 各社の段階・指向に応じたきめ細かな資金調達手段の整備
- ①成長指向型小規模企業への資本金の供給 → **【金融】**
★資本金性を供給する制度の整備
★中小企業成長支援ファンド(中小機構)(既存)
- ②小規模企業の段階・形態・指向に応じたきめ細かな新融資制度 → **【金融】**
★経営支援と一体となった融資制度の創設
- ③小規模企業設備導入資金制度
→ 廃止(制度を廃止すれば、国から都道府県に対する債権のうち貸付に回っていない374億円の国庫納付を実現)

(7) 若手・女性層による起業・創業の抜本的推進

- グローバル成長型起業支援: 当面1千社程度
 - 地域需要創出型企業支援: 当面1万社程度
 - 第二創業向け・後継者による新事業展開の支援・事業承継の円滑化
 - 知識サポート体制の抜本的強化 →
- 【新規予算】**
◆“ちいさな企業”未来補助金

【金融】
★経営支援と一体となった融資制度の創設(再掲)
★新創業融資制度(日本公庫)(既存)
★起業支援ファンド、中小企業成長支援ファンド(中小機構)(既存)

【税制】
●雇用創出型ベンチャー企業の税額控除措置
●創業時の登録免許税、印紙税の免除
●事業承継税制(再掲)

【新規予算】
◆知識サポート・経営改革プラットフォーム事業(再掲)

【法律】
■「知識サポート」の法制化の検討(再掲)

(8) 女性が働きやすい環境整備

- 出産等で退職し、再就職を希望する女性求職者がブランクを埋めるための支援、女性の経験・感性・視点を活かした起業・創業の支援
↓
- 【新規予算】**
◆主婦層向けインターンシップ事業、“ちいさな企業”未来補助金(再掲)

(9) 地域(商店街等)

- 地域コミュニティ機能の更なる強化
↓
- 【既存予算】**
◆地域商業再生事業

1. 知識サポート・経営改革プラットフォーム事業

○ 100万以上の事業者・起業を目指す者等が利用でき、1万以上の支援人材・機関が参画するITクラウドを活用したプラットフォームを構築。

(1) 専門家・先輩経営者による高度で生きた知識サポート

- ・認定支援機関※など1万以上の専門家・支援機関が参画し、年間10万件以上の高度な経営アドバイス（販路開拓、起業支援、国際化、財務、労務、法務など）を実施。

※中小企業経営力強化支援法に基づき、税理士（7.3万人）、公認会計士（2.3万人）、地域金融機関（職員数：約32万人）等の中から専門的知識及び実務経験のある者を認定。

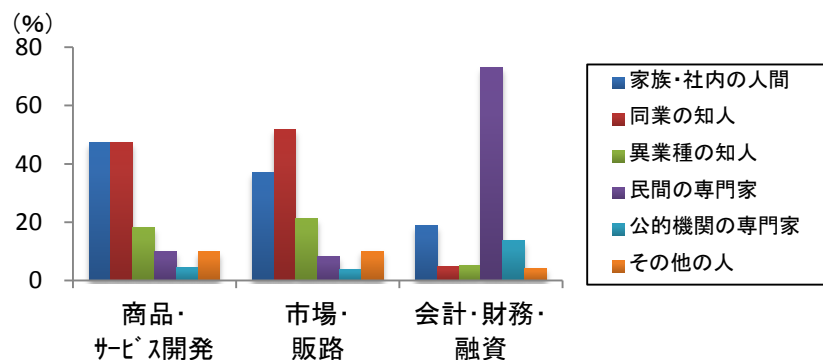
- ・先輩経営者（年間起業数約9万社）からの実践的で生きた知識・ノウハウの提供。

(2) ITと現場の両面から効果的な支援を提供

- ・100万社以上の中小・小規模企業が、気軽に経営相談や専門家・先輩経営者とのマッチング等を受けられる仕組みをITを活用して低コストで実現。
- ・同時に、地元でのひざ詰めの相談を実現するため、全国200箇所地域拠点を整備。

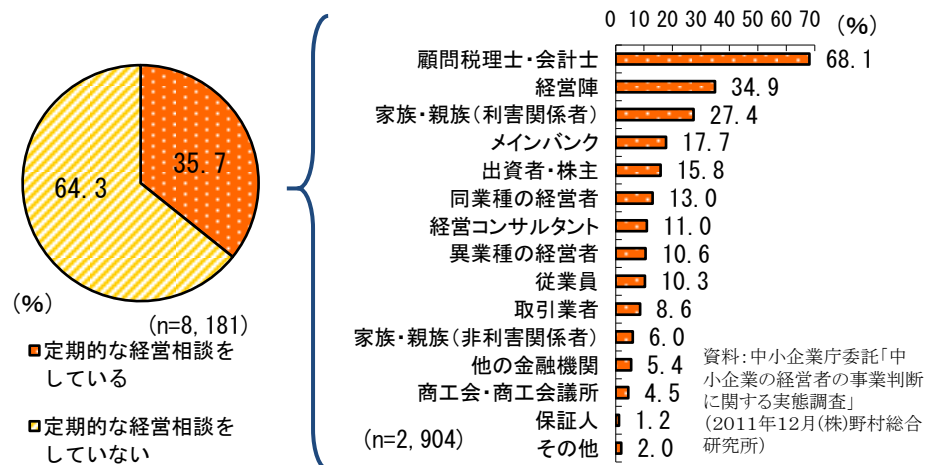
⇒ 今秋にも推進協議会準備委員会を設け、具体的な制度設計を進める。

(参考1) 経営課題に直面する中小企業が相談する相手



※公的機関の専門家には、商工会・商工会議所を含む。 資料:2008年版中小企業白書

(参考2) 中小・小規模企業経営者の経営相談の状況



【論点】

- 意欲はあるものの「知識」が十分でない中小・小規模企業に周知し、利用を促していくためにはどのような方策が有効か。
- 「知識サポート・経営改革」プラットフォームにおいて提供するサービスの内容
 - ① 中小・小規模企業に必要な経営支援に関する情報（支援人材・機関情報、国・自治体の支援施策情報 等）
 - ② マッチング支援（支援人材・機関や企業間のマッチング 等）
 - ③ 業務連携等のビジネス創造支援（地域内での共同受発注 等）
 - ④ 経営支援機能（財務管理データの管理分析の支援 等）
- 知識サポートや経営改革支援に関する受益者負担について、どのように考えるか（受益者負担の必要性、負担を求める内容 等）。
- 支援機関のレーティング制度の運用について、どのように考えるか（運用の方法、留意すべき事項 等）。
- 「知識サポート・経営改革プラットフォーム」を含め、未来会議に掲げられた提言に対してアクションプランを設定し、コアメンバー・サポーターとの相互意見交換を行っていくべきではないか。

2. “ちいさな企業” 未来補助金

- “ちいさな企業” 未来会議で提言された3つの起業・創業スタイル（①グローバル成長型起業・創業、②地域需要創出型起業・創業、③第二創業）に応じて、知恵と資金を供給する新たな補助制度を創設。
- 対象は新たに起業・創業しようとする個人又は先代から引き継がれた知恵や資産を活用し新事業に挑戦する個人や中小・小規模企業（第二創業）。申請条件は事業計画策定の段階から知識サポートを受けること。公募・審査を行い、事業計画の実施に必要な経費を助成。
- 事業計画で想定する資金規模は、
 - 1) グローバル成長を目指す起業・創業が、1社 数千万円～1億円程度
 - 2) 地域のニーズに応える若者・女性等による起業・創業が、少額の1社 数百万円程度
 - 3) 後継者による第二創業が、1社 数千万円程度。
- これにより、当面1千件程度の“未来のグローバル企業の芽”、1万件程度の“小さな企業”及び3千件程度の第二創業を大胆に創り出す。

【論点】

- 事業計画の資金規模のうち、どの程度を補助すべきか。
- 起業・創業時又は第二創業時の知識サポートとして、事業計画の策定にどのような者の関与を義務づけるか。例えば、実践的な知識を提供する者として、先輩経営者や認定支援機関が候補か。
- 事業計画の審査後に、金融機関など他の支援者とのマッチングをどのように行うか。
- 審査能力を向上させるために審査委員は実務経験者を中心に起用すべきではないか。
- 起業・創業時又は第二創業時のみならずその後の事業継続を確実なものとするために、どのような費用を助成対象とすべきか。例えば、商品パンフレットや試供品など営業段階の費用も含むべきか。
- 起業・創業後又は第二創業後の知識サポートとして、創業後の企業の段階に応じて税務、財務、販路開拓、知財管理、海外展開等に関する実践的で生きた知識を提供する際に、どのような工夫が効果的か。
- 助成後の一定期間、助成対象者の状況を四半期ごとに把握することのみにとどまらず、どのように支援者とのマッチングを行い、フォローアップを行うことが有効か。
- 起業・創業後又は第二創業後に、企業が成長する段階に応じて生じる資金需要については、創業後の経営支援と一体となった融資や出資・資本性資金の供給等で対応すべきではないか。

3. ものづくりマイスター活用技術・技能継承促進事業

- ものづくり技術・技能の継承を促進するため、文科省・厚労省・経産省の連携により、「ものづくりマイスター」制度を創設。
- 「ものづくりマイスター」を技術・技能継承の指導者として活用し、中小・小規模企業や中小・小規模企業のグループにおける技術・技能の継承を支援。
- 具体的には、「ものづくりマイスター」（1,000人程度）が、
 - 1) 特に優れた若手を直接指導。技能五輪国際大会に向けた国内予選通過をサポート。
 - 2) 中堅技能工（2,000～3,000人程度）に指導方法を伝授。中堅技能工が、ものづくり技術・技能の次世代を担う若手（10,000人以上）に継承。
 - 3) 技術・技能継承のための全社的な手引き書の作成を支援。
- また、大企業所有の訓練機関、大学、産業支援機関等の利用を拡大。

【論点】

- 「ものづくりマイスター」制度の創設に向けて、どのように分野、認定・登録要件を決めていくべきか。技能検定制度の対象職種（129）や、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（サポイン法）の指定分野（22）との関係をどのように考えるか。
- 「ものづくりマイスター」が中小・小規模企業や中小・小規模企業のグループに訪問し、技術・技能の継承時の教育指導方法等について、効果的に伝授するためには、どのような点に気をつけるべきか。
- 中小・小規模企業が技術・技能継承の手引き書を作成する場合には、どのような内容を記載すべきか。

(参考：技能五輪国際大会)

- 正式名称は、国際技能競技大会
- 国際的に46分野の技能を競うことにより、参加国の職業訓練の振興及び技能水準の向上を図るとともに、22歳以下の青年技能労働者の国際交流と親善を目的とした大会。
- 次回、第42回大会は、ドイツ・ライプチヒにおいて2013年7月2日～7日に開催予定。

金メダル獲得上位国

2011年 イギリス(ロンドン)大会
 1位 韓国 13個
 2位 日本 11個
 3位 スイス 6個

2009年 カナダ(カルガリー)大会
 1位 韓国 13個
 2位 スイス 7個
 3位 日本 6個

(参考：社外訓練機関の事例)

○職業訓練法人アマダスクール

- 株式会社アマダの豊富な技術と最新の機械設備を生かし設立された、日本で初めての金属加工機械専門の職業訓練法人。1978年の開校以来、金属加工に携わる技術者の技術向上訓練を行い、優れた生産技術者を大勢送り出している。
- 少人数制による実践的、体験的な学習方法を採用。全国各地の工業会、団体が主催する関連教育などの活動も支援。
- 機械、CAD/CAMの操作教育、板金加工の基礎知識等から構成されるモノづくり講座と、中小企業の人材育成支援を目的に新入社員、管理職・監督職を対象とする講座等から構成される人づくり講座の二本柱。

(出典) 株式会社アマダ、職業訓練法人アマダスクール ホームページ

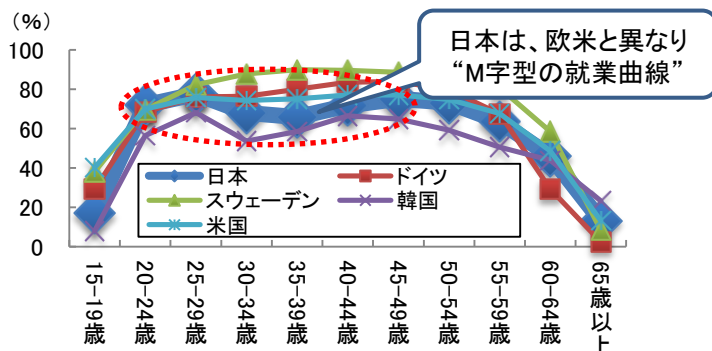
4-1. 主婦層向けインターンシップ事業

- 結婚や出産等で一度職場を退職した女性の方々(約340万人)について、再度、就労等の社会参画につなげるため、中小・小規模企業への就職再チャレンジを支援する実践的な職場実習制度を創設。
- こうした取組を後押しするため、職場実習を就労と同等に扱い、保育所等の利用が可能となるよう働きかけを行う。
- 「知識サポート・経営改革プラットフォーム」の活用等により、職場実習を受け入れた企業をはじめ、魅力ある中小・小規模企業の知名度を上げていく(いわゆる“ミシュラン”)ことで、さらなる主婦層の社会参画に繋げていく。

【論点】

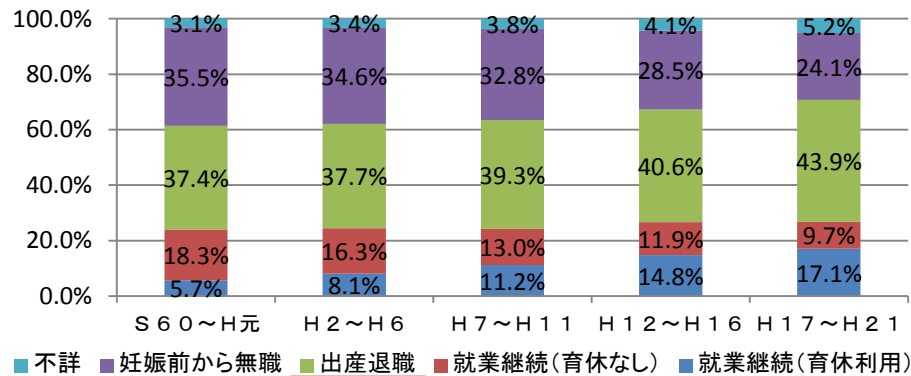
- 支援対象者となる主婦層に対して、制度を周知し、利用を促していくためにはどのような方策が有効か。
- 主婦層の支援対象者の範囲、選考基準はどのように考えるべきか。
- 実習期間(実習時間・日数等)の設定はどの程度とすべきか。

(参考1) 女性の年齢別労働力率



資料:日本は総務省「労働力調査」、その他はILO「LABORSTA」

(参考2) 子どもの出生年別第1子前後の妻の就業経歴



資料:男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会「報告書」

4-2. 地域一体となった人材の確保・育成・定着を一貫して支援

- 学生等についても職場実習を通じて中小・小規模企業とのマッチングを図るとともに、地域一体となって、若手人材の確保・育成・定着を図る一貫した取組を支援。

(取組状況)

- ① これまで、新卒者等に対する職場訓練を通じた中小企業の若手人材確保の支援を延べ1万5千人規模で実施し、約4割の就職率を実現し一定の成果。現在、被災地を中心に1千人規模で追加的に実施。
- ② 現在、全国26箇所地域において、地元の大学等と連携した中小企業経営者による出張講座、若手従業員との交流会、合同就職説明会、地域単位の新人研修等を通じた一貫した人材確保・育成・定着を支援。

⇒ 平成24年8月に文部科学省、厚生労働省、経済産業省において、連絡調整会議を設置し、キャリアセンターやハローワーク等との更なる連携強化について検討。

5. 地域海外展開中小企業発掘・事業化支援事業

- 中小・小規模企業は、情報・資金・人材などが不足し、海外展開を躊躇しているが、日本の知恵・技・感性をいかした有望商品・技術には大きな潜在力。以下の取組を通じ、発掘からビジネス実現まで一貫して支援（2, 000社程度を想定）。
 - ① セミナー等における海外展開の成功例発信、個別相談等を通じて潜在力のある企業（ダイヤの原石）を積極的に発掘。
 - ② 実現可能性調査（F/S調査）や専門家サポート、海外展開計画策定支援等を通じて、世界に通用する企業に養成（徹底的なコーチング）。
 - ③ 世界での実力を試すための場として、インターネットを活用した販路開拓や海外展示会の戦略的活用を支援。
 - ④ 政府が前面に出た売り込み・ビジネス環境整備、ODAを活用した製品・技術の売り込み・現地人材育成、現地子会社の資金調達円滑化、現地における提携先確保支援等を通じて、現地での安定操業を実現。官民が総力を挙げた支援を行うため、現地関係機関の連携を強化。
- なお、これらの一貫支援を進める際は、多様な様態に対応するため、個社支援に加えて、地域の企業や同業種・異業種の企業がチームをつくってチャレンジする海外展開への支援も検討。

【論点】

- 潜在力を有する“ダイヤの原石”を効果的に発掘するためにはどうしたらよいか。
- 案件を磨き上げるためには、具体的に海外展開計画の策定に必要なF/S調査や専門家によるアドバイス等の他に、どのような支援が効果的か。
- インターネットを活用した販路開拓や海外展示会の戦略的活用を促進するためには、これまでの取組に加えてどのような支援を行っていくべきか（助言体制の整備、展示会初心者への重点的支援、モデル事例作成など）。
- F/S調査後、海外現地におけるビジネス実現段階までのフォローアップを行うためには、現地関係機関との連携強化を図るべきであるが、こういった関係支援機関との連携が望ましいか（民間の支援企業との連携や育成も考えるべきか）。
- チーム（地域・業種連携）による海外展開について、どのような支援が効果的か（商品開発、販路開拓、現地拠点立ち上げなどに対する支援）。

6. 既存支援策の運用の見直し

(1) 戦略的基盤技術高度化支援事業（概算払い活用・小規模企業枠導入）

（概算払い活用）

- 平成24年度の予算執行から、小規模企業の概算払いに関するニーズ・必要性を把握し、概算払いを積極的に行う。

[過去5年間の実績は年間数件。]

（小規模企業枠導入）

- 平成23年度3次補正予算の執行から、公募審査において、小規模企業に一定の加点を実施。平成24年度予算の公募における採択結果は、小規模企業の割合が41%。

(2) グローバル技術連携支援事業（概算払い活用・小規模企業枠導入）

（概算払い活用）

- 平成24年度の予算執行から、小規模企業の概算払いに関するニーズ・必要性を把握し、概算払いを積極的に行う。（平成24年度からの新規事業）

（小規模企業枠導入）

- 平成24年度予算の執行から、公募審査において、小規模企業の参加する申請者に一定の加点を実施。平成24年度予算の一次公募における採択結果は、小規模企業の参加する申請者の割合が78%。

1. グローバル成長型の起業・創業の支援（雇用創出型ベンチャー企業の税額控除措置）

創業間もない成長力の高い中小ベンチャー企業の雇用創出と事業拡大を支援するため、エンジェル税制の対象となる中小ベンチャー企業の法人税の軽減措置を創設する。

（現行制度）

○創業間もない中小ベンチャー企業に着目した税制は、中小ベンチャー企業に投資する投資家向けのエンジェル税制のみであり、中小ベンチャー企業そのものに対する税制支援措置はない。



【論点】

創業間もない中小ベンチャー企業が収益を上げた場合にも、創業後一定期間を経過している企業と同様に法人税が課されることから、創業間もない中小ベンチャー企業の事業拡大等を妨げているおそれがある。

2. 地域需要創出型の起業・創業の支援（創業時の登録免許税、印紙税の免除措置）

小規模会社の設立による地域需要創出型の起業・創業を支援するため、資本金2000万円未満の株式会社の設立時の登録免許税、印紙税を免除する措置を創設する。

（現行制度）

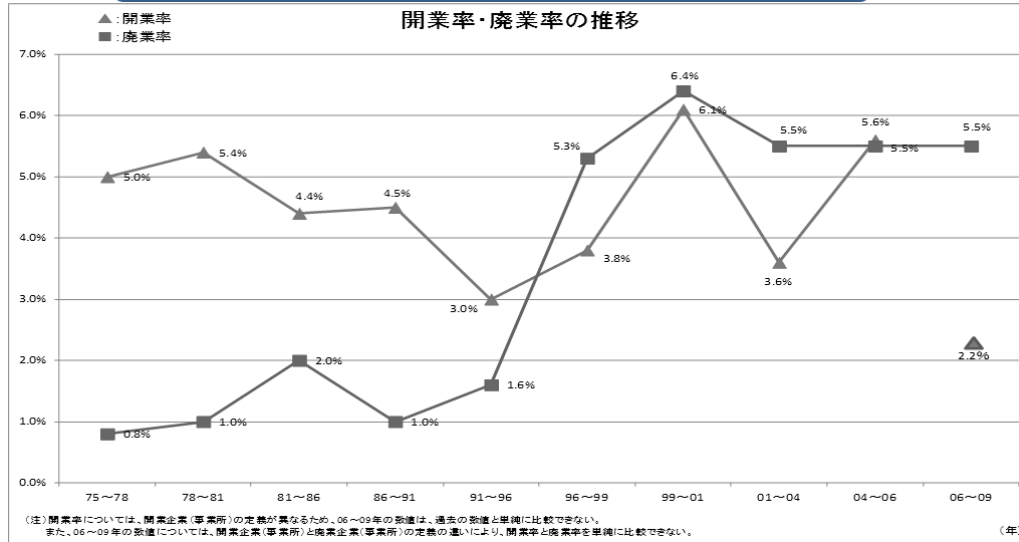
○株式会社の設立時には、資本金×0.7%の登録免許税が課されるが、その額が15万円に満たない場合には15万円の登録免許税が課される。さらに、会社の規模に関わらず、定款について4万円の印紙税が必要。



【論点】

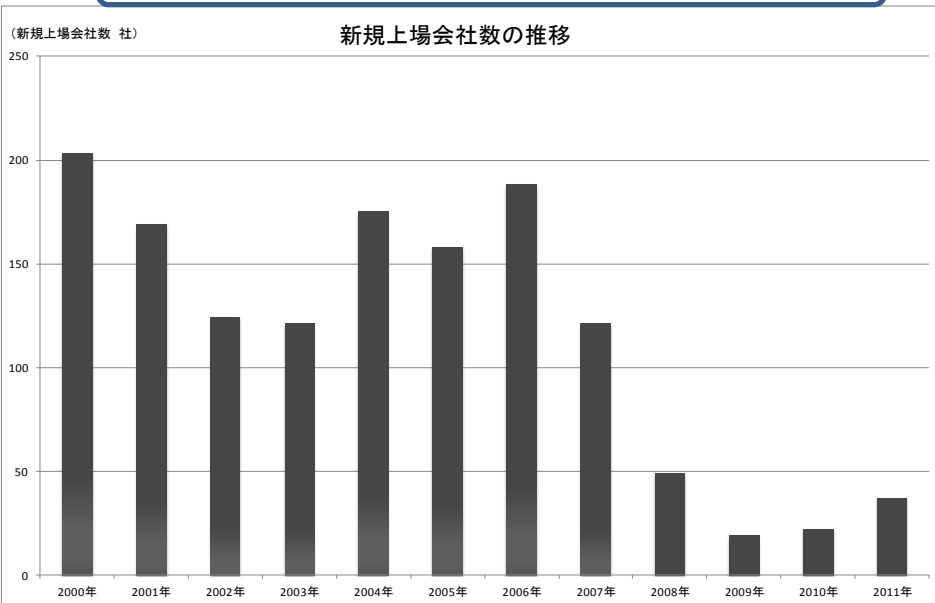
資本金の小さな会社ほど、設立時の登録免許税、印紙税の負担は重くなる。国際的にみても、我が国の創業手続き費用は高い。

我が国の開業率は廃業率を下回る。



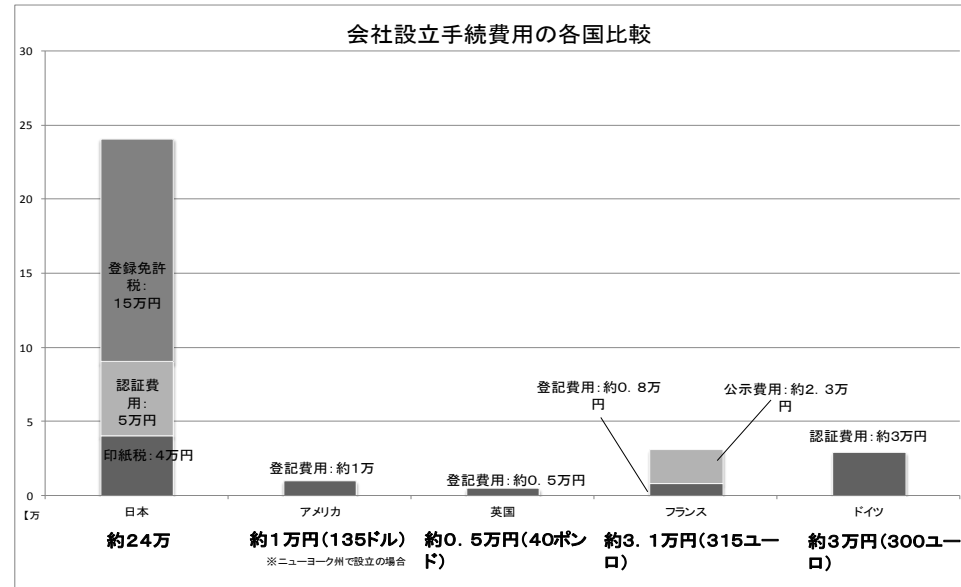
(出典) 中小企業庁「中小企業白書」

我が国における新規上場会社数は減少傾向。



(出典) 財団法人ベンチャーエンタープライズセンター「2011年度ベンチャービジネスに関する年次報告書」

我が国の会社設立手続費用は諸外国に比べて高額。



(出典) 独立行政法人日本貿易振興機構Web

3. 事業承継の円滑化（事業承継税制の使い勝手向上へ向けた見直し）

中小企業の事業承継問題に対応するため、事業承継税制の適用要件を見直して使い勝手の向上を図るとともに、小規模企業向け事業用土地の減額評価の特例の創設を図る。

（現行制度の概要）

○先代経営者の親族である後継者が、相続・贈与により取得した非上場株式の80%（贈与は100%）を納税猶予。

○相続・贈与後5年間は、以下を満たさないと納税猶予を打ち切り。

- ・雇用の8割以上を維持
- ・先代経営者の親族である後継者が、代表者を継続
- ・先代経営者が、役員（有給）を退任（贈与税）等



5年後以降も、株式を保有し事業を継続すれば、後継者死亡（または会社倒産）時点で納税免除。



【論点】

①後継者が先代経営者の親族でない場合、事業承継税制を使えない。

②先代経営者が役員を退任しなければ、事業承継税制を使えない。

③雇用の8割以上を5年間毎年維持しなければならない。一度でも下回った場合には納税猶予打ち切り・猶予税額の全額一括納付となる。従業員数がごく少数の小規模企業ほど8割以上の維持は厳しい。

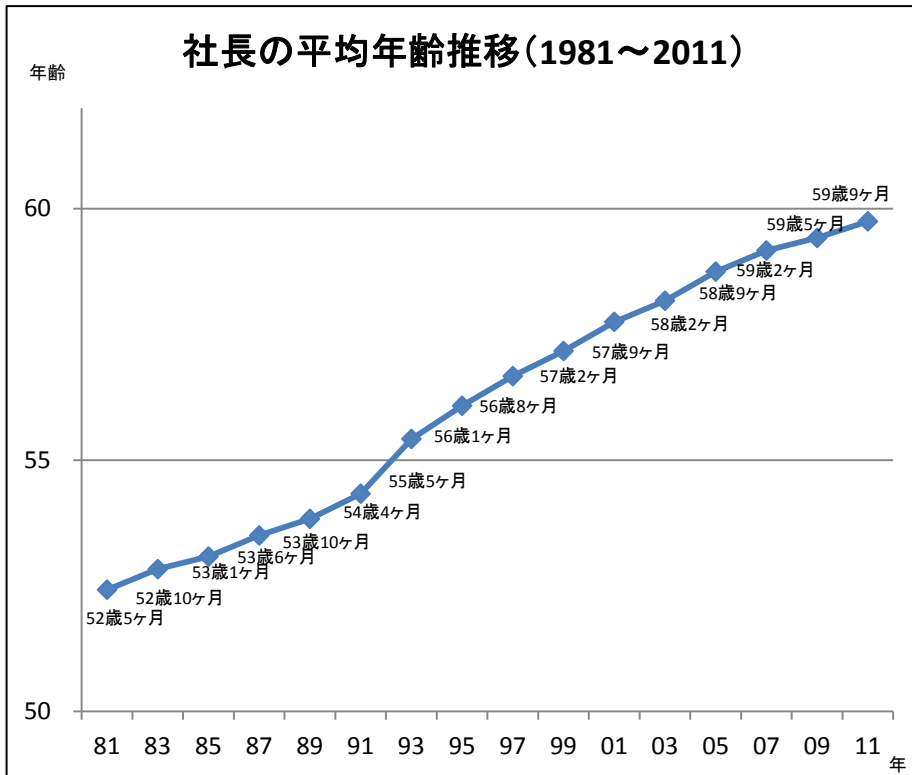
④5年後以降も、後継者死亡時まで事業を継続しなければ、納税猶予が打ち切られる。その際には、長期間にわたる利子税も課されることになり、リスクが高い。

⑤個人事業主に認められている事業用土地の減額評価が、小規模企業には認められない。

中小企業経営者の高齢化が進展。

これまでの認定件数は合計500件程度。

事業承継税制の認定件数



(出典)株式会社帝国データバンク「全国社長分析」(2012年)

	事業承継税制	
	贈与認定	相続認定
平成21年度 (H21.10.1~)	29	153
平成22年度	67	133
平成23年度	72	62
平成24年度 (H24.4.1~6.30)	0	12
合計	168	360

(出典)中小企業庁調べ

1. 経営支援と一体となった融資制度の創設（日本公庫（国民・中小））

企業の段階・形態・志向に応じたきめ細かな支援措置として、中小企業経営力強化支援法の認定経営革新等支援機関が、創業や事業展開等による新たな事業活動へ挑戦しようとする中小企業に対して、事業計画の策定支援や期中におけるフォローアップ等の経営支援を行うことを前提に、日本公庫の低利融資制度を創設。

2. 資本性資金を供給する制度の整備（日本公庫（国民・中小））

事業拡大・新分野開拓、技術力向上等による成長や事業再生を目指す中小企業に対して、日本公庫（中小）の資本性資金（資本性劣後ローン）を拡充する。日本公庫（国民）においても、同趣旨の制度の創設を検討。

3. 経営力強化保証（保証協会）

中小企業が認定経営革新等支援機関の力を借りながら、経営改善に取り組む場合に保証料を減免（概ね▲0.2%）し、金融面だけでなく、経営の状態を改善する取組を支援する。中小企業は、認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画を策定し、その実施状況を金融機関に対して報告（四半期毎）、金融機関は経営支援の実施状況を含め信用保証協会に対して報告（年1回）。

本保証制度は10月1日から保証申込を受付開始予定。

【論点】

- 中小・小規模企業を取り巻く経済環境が大きく変化する中、直面する経営課題は一層多様化・複雑化してきており、新分野等に挑戦していくためには財務内容等の経営状況を分析し、自らが持つ強みと弱みを明らかにした上で、事業の継続性や資金調達の安定性を確保する事業計画の策定を行うことが重要。

- また、創業や新規事業への取組、企業再建等の局面における中小・小規模企業は事業見通しの把握が困難であり、かつ自己資本が過小であることから民間金融機関からの資金調達が困難な場合が多い。

- このため、①新分野等に挑戦しようとする中小・小規模企業に対し、外部専門家による事業計画の策定支援・実行支援を行うことで、当該事業計画の内容の熟度を高め、計画の蓋然性を高めつつ、安定した資金調達ができる環境を整備すること、また②特に自己資本が過小な中小・小規模企業に対しては、資本性資金を供給することにより財務を改善し、金融機関からの資金調達の円滑化を図ることが必要。

1. 中小企業基本法における小規模企業の位置づけと精緻化・強化の検討・実施。

- (1) 現行中小企業基本法（平成11年改正）は、旧基本法の「経済的社会的制約による不利の是正」から「中小企業の多様で活力ある成長発展」という政策理念に転換。一方、小規模企業については、定義の変更は行わなかったものの、経営資源の確保の容易さ等において中小企業との間に依然大きな格差が残っていることから、中小企業施策の実施に当たっては、引き続き、その特性を考慮して行うべきとして、施策全般の配慮事項として位置づけ。
- (2) その後のグローバル化の国内産業への影響（海外展開や安価な輸入品代替の加速等）、本格的な人口減少社会の到来から来る国内経済・雇用の縮小懸念、技能・技術の承継困難等の内外情勢の変化を踏まえ、国内や地域で経済・雇用を支え、成長の源となるとともに地域での需要創発に貢献する小規模企業に対する新たな時代的要請に基づく規定の追加等を検討。

（検討の内容例）

- ① 経済、雇用等を支える小規模企業の役割、きめ細かな支援
- ② 「女性の活力発揮」、「若手の活力発揮」の規定の新設
- ③ 時代要請に基づく「基本的施策」の追加（海外展開の促進、技術・技能の継承、事業承継）
- ④ 中小企業者の定義について、実態調査の上で見直しについて必要性を含め検討

【論点】

- グローバリゼーションの影響、人口減少社会の到来等が中小・小規模企業に与える影響の検証
- 女性、若手等の活躍や技能承継等の実態把握
- 過去の定義見直しの際の検討手法（製造業における付加価値に占める賃金支出の割合、商業・サービス業における一人当たり売上高の規模間格差等）を踏まえ、中小・小規模企業の現状を再検証
- 中小企業基本法の見直しを行う場合、見直しが他の中小企業関係施策に及ぼす影響の検証

第1回未来部会における指摘（概要）

- ・中小企業基本法の制定された1963年、また大きく改正された1999年に比べると、規模のちいさな企業が、直接又は間接に日本経済のグローバル化に関わる側面が非常に大きくなっている。こうした点を念頭に置いた議論をしていかなければならない。
- ・小規模企業の支援については、自主的な努力と支援の切り分けが、それ以外の中小企業の切り分けと違うのかどうかを議論する必要がある。
- ・女性が経営者であるという大前提で法律ができておらず、男性が作る法律なので様々なミスマッチが生じてきている。

2. 中小企業支援法における「知識サポート・経営改革プラットフォーム」の位置づけを検討

- 現行の中小企業支援法(昭和38年法律第147号)は、
 - ①国、都道府県等及び独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う中小企業支援事業を計画的かつ効率的に推進すること
 - ②中小企業の経営の診断等の業務に従事する者の登録の制度を設けること等により、中小企業の経営資源の確保を支援し、中小企業の振興に寄与することを目的。
- 近年、中小・小規模企業を巡る内外環境が大きく変化する中で、経営資源の乏しい中小・小規模企業が抱える様々な経営課題に対する知識サポートや経営改革への支援が必要となっている状況を踏まえ、中小企業支援法に、新たに、こうした知識サポートや経営改革の支援を位置づけることが必要か検討。

【論点】

- 中小・小規模企業の知識サポートや経営改革支援を行うための「知識サポート・経営改革プラットフォーム」の管理・運営を行う法人に法的な根拠を与えること、一定の秘密保持の必要性等について検討。
- 「知識サポート・経営改革プラットフォーム」の検討と併せて、小規模企業支援法における中小企業団体のみを通じた小規模企業支援のあり方を見直し、小規模企業に対する直接支援の強化のための方策を検討。

3. 下請代金支払遅延等防止法における取引対象範囲の拡大等の必要性・適切性の検討

現行の下請代金支払遅延等防止法で対象となる取引は、①製造委託、②修理委託、③情報成果物作成委託、④役務提供委託であるが、現在実施している調査等により取引の実態を把握・整理した上で、汎用品などの取引等についても規制対象とする必要性や適切性について検討する。

【検討状況】

「大企業と中小企業との間の取引の実態等に関する調査」を実施

- ・ アンケート調査期間：8/1～8/24
- ・ 集計結果のとりまとめ：9月下旬
- ・ 調査対象：大企業 5,000社、中小企業 20,000社
- ・ 主な調査内容：
 - ①取引に係る不当な行為が中小企業に与える影響及び具体的態様
 - ②規制を強化した場合の中小企業等に与える影響
 - ③取引に係る不当な行為についての中小企業の相談の実態

【論点】

- ①売買取引など規制の対象となっていない取引について、新たに規制をすることとした場合の取引実態の変化についてどのように考えるか。
 - 例) ・ 発注企業における取引先企業の海外や大企業へのシフトや、内製化の進展
 - ・ 発注企業への書面交付の義務化による管理コスト等の負担の増加
- ②取引に係る不当な行為について、専門家等による相談をしやすくするためには、何か良い方法があったり、工夫ができるか。

下請法対象範囲の基準

=

取引内容

+

資本金区分

取引内容

①製造委託、②修理委託、③情報成果物作成委託、④役務提供委託

資本金区分

〔 A: 製造委託、修理委託、情報成果物作成委託(プログラム)、
役務提供委託(運送、物品の倉庫における保管、情報処理) 〕

親事業者

下請事業者

資本金3億円超

資本金3億円以下(個人含む)

資本金1千万円超 3億円以下

資本金1千万円以下(個人含む)

〔 B: 情報成果物作成、役務提供委託 (Aのものを除く。) 〕

資本金5千万円超

資本金5千万円以下(個人含む)

資本金1千万円超 5千万円以下

資本金1千万円以下(個人含む)

親事業者の義務・禁止行為

義務

- 注文書の交付義務
- 書類作成・保存義務
- 下請代金の支払期日を定める義務
- 遅延利息支払義務

禁止行為

- 受領拒否の禁止
- 下請代金の支払遅延の禁止
- 下請代金の減額の禁止
- 返品 of 禁止
- 買ったたきの禁止
- 購入強制・利用強制の禁止
- 報復措置の禁止
- 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止
- 割引困難な手形の交付の禁止
- 不当な経済上の利益の提供要請の禁止
- 不当な給付内容の変更・やり直し等の禁止

下請法の対象となる取引

製造委託

デパート → 食品
スーパー → メーカー

プライベートブランド食品
の製造を委託

修理委託

自動車 → 修理会社
ディーラー →

請け負った自動車の
修理作業を委託

情報成果物作成委託

放送事業者 → 番組制作会社

テレビやラジオの番組
の制作を委託

役務提供委託

貨物運送 → トラック
業者 → 運送業者

請け負った貨物運送業務のうち、
一部の経路の業務を委託

下請法の対象とならない取引

売買取引

デパート → 卸売業者
スーパー →

汎用品の納入を卸売業者に
発注

カタログ販売（売買取引）

生産機械 → 電気機器
製造業者 → 製造業者

生産機械製造業者が製造した
製品をカタログに掲載し販売

自己のための役務提供委託

工作機械 → 清掃業者
製造業者 →

工作機械製造業者が自社の清掃
作業の一部を清掃業者に委託

同一資本金区分内の委託取引

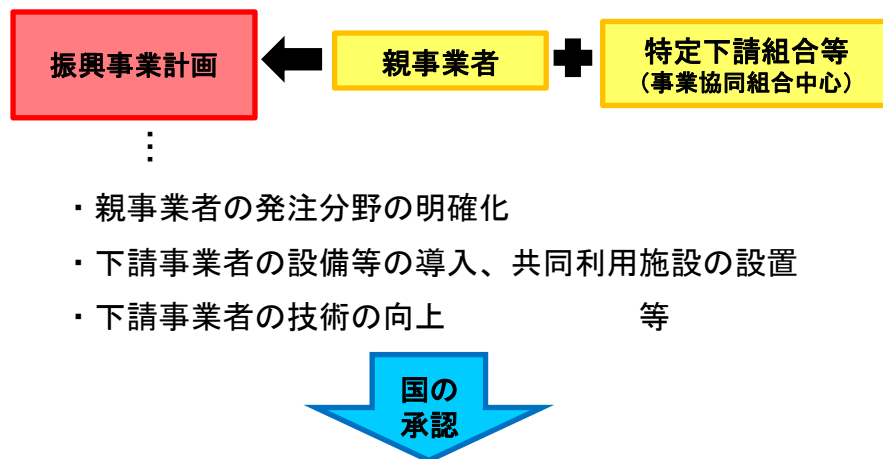
資本金3億円 → 資本金5千万円
の事業者 → の事業者

同一資本金区分内の事業者同士が
製造等の委託取引をする場合

4. 下請中小企業振興法における支援スキームの見直しを検討する

国内需要の減少や大企業の海外移転等を受けた取引構造の変化による厳しい取引環境の中で、下請中小企業等の連携グループが、自立的に脱下請を目指し、経営資源を補完し合いながら、企画・提案力の向上や課題解決型ビジネスへの展開を図るなどの継続的な取引の拡大に向けた取り組みを支援するスキームへの変更を検討する。

【現行の制度】



- ・ 親事業者の発注分野の明確化
 - ・ 下請事業者の設備等の導入、共同利用施設の設置
 - ・ 下請事業者の技術の向上
- 等

(支援スキーム)

親事業者と特定下請組合等が共同で取り組む下請事業者の経営基盤の強化を図るための振興事業計画を国が承認し、資金面での支援等を実施

- 例)
- ・ 中小企業金融公庫、商工組合中央金庫による貸付
 - ・ 特別土地保有税の非課税措置
 - ・ 中小企業基盤整備機構による高度化資金貸付

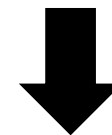
(支援実績)

昭和46年～平成5年までの間に12件の振興事業計画の承認実績があるが、平成5年以降は無し

【検討状況】



経営資源を補完し合いながら、企画・提案力の向上や課題解決型ビジネスへの展開を図るなどの継続的な取引の拡大に向けた取り組み



【主な論点】

- ①継続的な取り組みを認定することと、実施主体を直接認定することでは、どちらがより適切であるか。
- ②下請中小企業等が連携グループを活用し、自立的に脱下請を目指していくためには、どのような要素が重要であるか。
例) ・ リーダーシップを発揮できる企業等の存在
・ ノウハウの共有等を行う活動(知識連携)とビジネスに直結する活動(取引連携)とを組み合わせた取り組み
・ 大企業等の発注企業や支援機関のノウハウの活用
- ③資金面での支援などどのようなインセンティブを与えることが有効であるか。

5. 小規模企業者等設備導入資金制度の廃止を検討。

【制度の概要】

- ・ 小規模企業に対して資金貸付及び設備貸与を実施する都道府県を、事業に必要な資金の半分を国が無利子で都道府県に貸し付けることにより、支援する制度。

【問題の所在】

- ・ 過去10年間で事業実績が約1/3に減少。
- ・ 現在、国から都道府県に対して約750億円を貸し付けているが、10都道府県で資金貸付・設備貸与を共に休止。現行法施行後（平成12年度以降）の小規模企業等への貸付残が無いにも関わらず、国からの貸付金が残っている都道府県も存在。（東京都8億円・長野県1億円・大分県5億円）

【現行制度の評価】

①事業実績の低迷の原因は、以下のとおりと考えられる。

- ・ 小規模企業の設備投資需要の低迷（参考）
- ・ 民間金融機関の貸出金利の低下
- ・ 機械類信用保険（※）の廃止

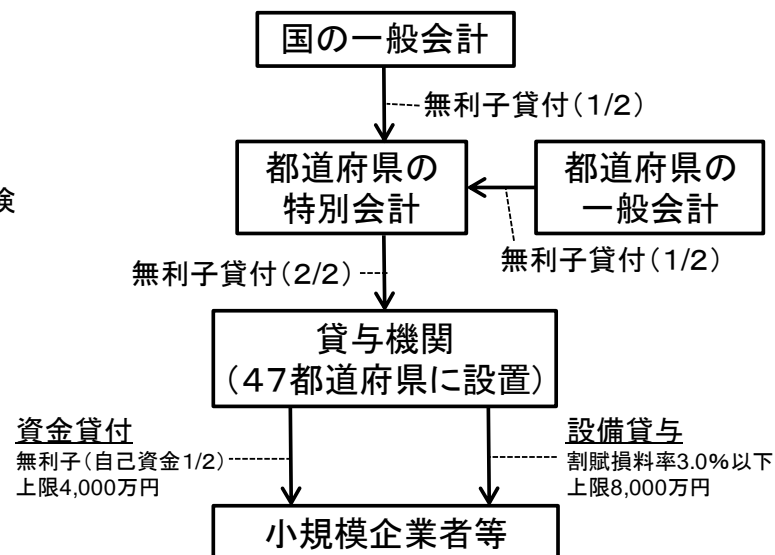
※ リース・割賦による設備導入資金の貸倒れ損を半分填補する公的保険

②信用リスクの高い小規模企業への金融支援として、
今も一定の役割を果たしているとの声もある。

【論点】

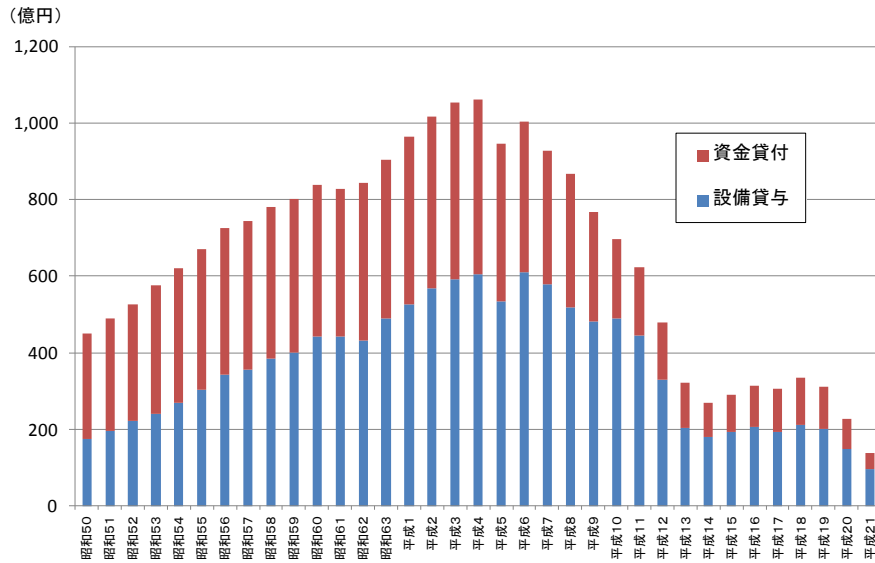
- ①事業実績の低迷の原因
- ②制度存続のメリット・デメリット
- ③制度廃止時の代替策のあり方 等

＜制度の全体像のイメージ＞



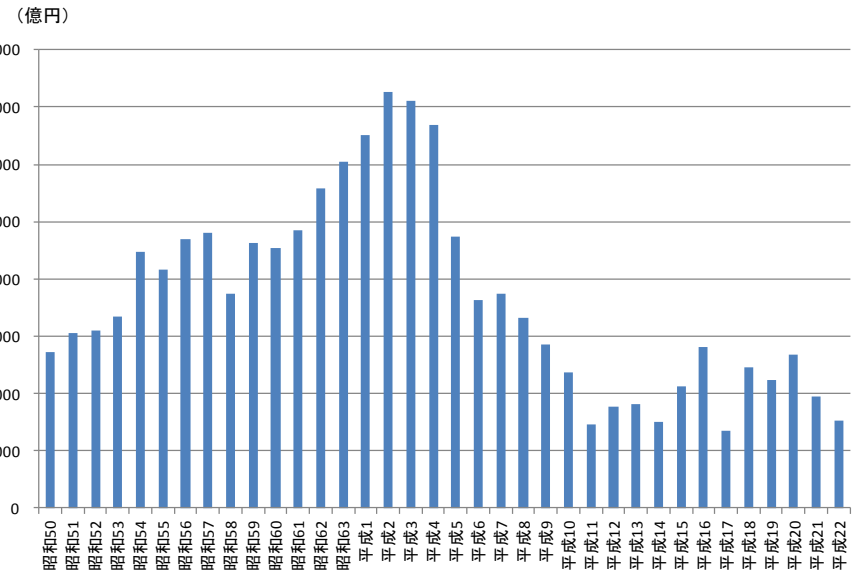
(参考) 事業実績の低迷の背景：小規模企業の設備投資需要の低迷

資金貸付事業及び設備貸与事業の事業実績



【出所】経済産業省調べ

小規模企業(資本金1千万円以下)の設備投資実績



【出所】財務省「法人企業統計」

6. 中小企業信用保険法における資金調達の多様化（電子記録債権の活用）を検討する。

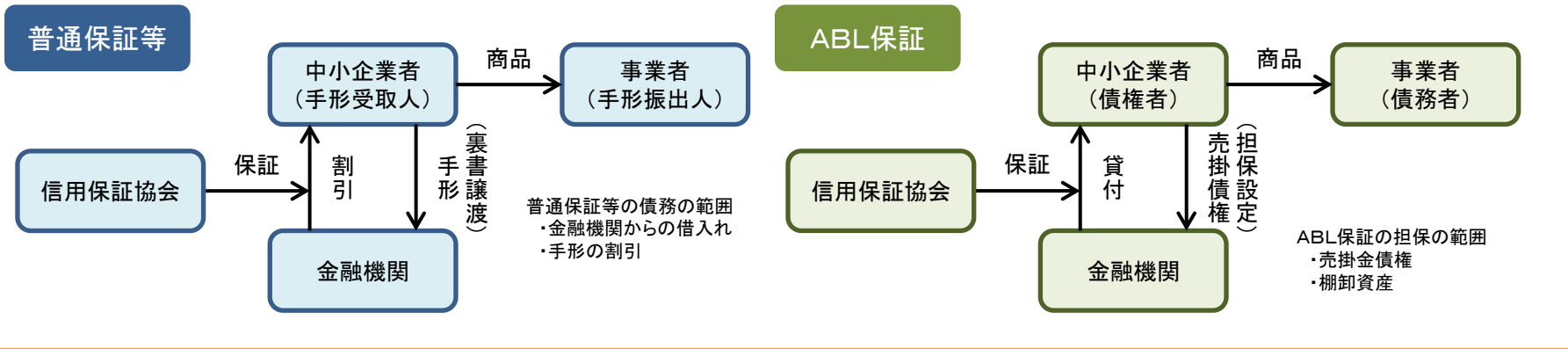
（現行の課題）

- 平成20年12月に電子記録債権法（平成19年法律第102号）が施行され、「電子記録債権」（取引に係る債権・債務の関係を電子記録化した債権）が創設された。
- これまで、電子記録債権の記録を行う電子債権記録機関は一部の都市銀行により設立・運用されているのみであり、その利用も一部の金融機関・事業者に限られている。
- 今般、全国の金融機関が参加するシステムインフラ（でんさいネット）が設立・運用開始（予定）であり、全国の金融機関・中小企業者に手形や売掛金債権の代替手段としての電子記録債権が広がっていくことが予想される。
- 一方で、手形貸付や手形割引に係る保証、売掛金債権を担保とした融資に係る保証は、信用保証の対象となっているが、電子記録債権を活用した資金調達に係る保証は、現在対象となっていない。

【論点】

- 中小企業信用保険法において日本政策金融公庫の保険の対象としている信用保証協会保証の範囲に、電子記録債権の割引による資金調達に係る保証（普通保証等）や、電子記録債権を担保とした資金調達に係る保証（ABL保証）を追加する。

現行



改正案

